（遭難通信等）

第三十六条の二　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一～五　略］

六　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHz、Ａ三Ｘ電波一一一・五MHz並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇一二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1)　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号

［(2)・(3)　略］

［七・八　略］

［2・3　略］

別図第五号（第36条の２第１項第５号及び第６号関係）

1　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波を使用するもの（Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五MHzを使用するものを除く。）

同期符号	通報形式の区分（注１）	識別表示の種類	自局の識別信号（注２）	誤り検定符号	通報

注１　短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注２　(1)　識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2)　引き続いて遭難の位置等を送信することができる。

2　Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五MHzを使用するもの

装置の識別番号	国番号	機能の状態	自局の緯度及び経度	自局の識別信号	信号の種類	予備信号	付帯情報	誤り検定符号

（遭難通信等）

第三十六条の二　［同上］

［一～五　同上］

六　Ｇ一Ｂ電波又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、Ａ三Ｘ電波一一一・五MHz並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇一二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1)　Ｇ一Ｂ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

［(2)・(3)　同上］

［七・八　同上］

［2・3　同上］

別図第五号（第36条の２第１項第５号及び第６号関係）

同期符号	通報形式の区分（注１）	識別表示の種類	自局の識別信号（注２）	誤り検定符号	通報

注１　短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注２　(1)　識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2)　引き続いて遭難の位置等を送信することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く下線は注記である。